

香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金【第6期】【申請受付要項】

※第1期（令和5年1月分～令和5年9月分）、第2期（令和5年10月分～令和6年5月分）、第3期（令和6年8月分～令和6年10月分、令和7年1月分～令和7年3月分）、第4期（令和7年7月分～令和7年9月分）、第5期（令和8年1月分～令和8年3月分）に引き続き、第6期（令和8年7月分～令和8年9月分）の申請受付を開始します。

【申請期間】

令和8年10月1日（木）～12月4日（金）

【申請方法】

原則として、香川県電子申請・届出システムにより申請してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=14471

※持参による申請はできません。

香川県電子申請・届出システムの操作方法等が不明な場合は、
下記のお問い合わせ先にご連絡ください。



【申請書類の入手方法】

香川県ホームページから必要書類をダウンロードしてください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/keiei/kinyu/tokubetukouatsu/youkou6.html>

※申請書の内容について、県の担当者から問い合わせをさせていただく場合がありますので、ご協力ください。



【お問い合わせ先】

ご不明な点は、下記にお問い合わせください。

香川県 商工労働部 経営支援課 商業・金融グループ ☎087-832-3344

この支援金の支給後、要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、支援金全額の即時返還を求めるとともに、加算金の支払いを求めたり、事業者名の公表等を行う場合があります。虚偽申請は、絶対に行わないようお願いします。

目次

申請受付要項・・・p. 1～p. 7
記載例・・・p. 8～p. 11

※申請書等の様式は、この要項の最後に添付しています。

香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金【第6期】

(令和8年7月分～令和8年9月分)

【申請受付要項】

1 趣旨

電気料金高騰の影響を受けている特別高圧契約で受電する中小企業等に対し、電気料金の一部を助成するため、香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金【第6期】(以下「支援金」という。)を支給するものです。

2 支給対象者・支給対象期間・支給要件

【支給対象者】

次のいずれかに該当する事業者とします。

- ①香川県内に所在する事業所において、特別高圧の電力契約により電力供給を受けている中小企業(※)、その他の法人、個人事業主
- ②特別高圧の電力契約により電力供給を受けている香川県内の商業施設等に入居する中小企業(※)、その他の法人、個人事業主

(※)中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者とします。

【中小企業者の定義】

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種(下記に掲げる業種を除く)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

中小企業基本法上の「製造業、建設業、運輸業、その他の業種」、「卸売業」、「サービス業」、「小売業」のどの業種に分類されるのかを判断する際には、別表(p.5)をご覧ください。

【支給対象期間】

支給対象期間は、令和8年7月使用分(8月検針分)から令和8年9月使用分(10月検針分)までとします。

【支給要件】

支給要件は、申請日時点において県内で事業を行っており、今後も県内で事業を継続する意思を有することとします。

【支給対象外となる場合】

以下の（ア）～（エ）のいずれかに該当する事業者は、支援金の支給対象となりません。

（ア） 法人税法別表第 1 に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体

（イ） みなし大企業（次の①～⑤のいずれかに該当する者）

① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者

② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者

③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者

⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しない。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

（ウ） 香川県補助金等交付規則第 5 条の 2 各号（※）に掲げる者

（※） 香川県補助金等交付規則

第 5 条の 2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。

（1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（3） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

（エ） 既に支給対象期間にかかる支援金の支払いを受けた事業者

（オ） （ア）～（エ）に掲げる者のほか、支払いすることが適当でないと知事が認める者

3 支援金の額

○ 支援金の額は、次の額とします。

支援金の額	(1) 令和8年7月使用分(8月検針分)・ 令和8年9月使用分(10月検針分) 1.8円/kWh × 使用電力量(kWh)
	(2) 令和8年8月使用分(9月検針分) 2.3円/kWh × 使用電力量(kWh)
	※1円未満の端数は切り捨てます 「〇月使用分」は検針日の属する月によって判断します 例: 8/25~9/24の使用電力量を9/25に検針 → 8月使用分(9月検針分)

4 申請に必要な書類

申請書類は、(1)はExcelデータで、それ以外はPDFデータ(A4サイズ)で、香川県電子申請・届出システムに添付して申請してください。

※第5期までに本支援金を受給した事業者は、変更等がなければ(2)、(3)、(5)は省略可能です。

(1) 香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金【第6期】申請書(第1号様式)【記載例 p. 8~9】
・「記載例」をご覧のうえ、必要事項をご記入ください。 ・ダウンロードした申請様式(Excel)に使用電力量(kWh)を入力すると、支援金請求額が自動で計算されます。
(2) 法人の場合: 履歴事項全部証明書の写し 個人事業主の場合: 税務署に提出した直近の確定申告書類の写し【参照 p. 6~7】及び本人確認書類の写し
・本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)に記載の住所が、申請者の現住所と一致する書類の写しをご提出ください。 ・マイナンバーカードの場合、 <u>オモテ面の写しのみ</u> を提出してください。 <u>マイナンバーが記載されたウラ面の写しは送付しないでください。</u>
(3) 支給対象期間に特別高圧の電力契約により電力供給を受けていることが確認できる書類(商業施設等に入居する者である場合、入居している商業施設等の特別高圧の電力契約が確認できる書類及びその者が入居していることが確認できる書類) ※電力会社の請求書の写し、入居契約書の写し等
(4) 支給対象期間の使用電力量(実績値)が確認できる書類 ※電力会社の請求書の写し、商業施設等の請求書の写し等

(5) 支援金の振込口座の通帳等の写し
・振込口座は、申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人の名義の口座に限ります。 ・預金通帳の口座名義人、金融機関名、金融機関の（支）店名、預金の種目及び口座番号が記載されたページの写しをご提出ください。インターネットバンキングの場合、これらの事項が記載されたページを印刷してご提出ください。
(6) 誓約書（第2号様式）【記載例 p. 10】
・誓約内容を確認のうえ、チェックボックスにチェックを入れてください。
(7) チェックリスト【記載例 p. 11】
・提出前にチェックリストで提出書類を確認してください。

5 申請書の審査

- ・必要な書類が全てそろっていない場合、県から不足している書類の提出をお願いします。県が指定した期日までに必要な書類の提出がないときは、支援金を支払いできませんのでご注意ください。
- ・申請書の審査の結果、支援金の支払いの可否を決定したときは、支給又は不支給に関する通知を、原則として、香川県電子申請・届出システムからの電子メールにより送付します。

6 支援金の支払い

- ・できる限り早期の支払いに努めますが、申請書等に不備がある場合には、時間を要する場合があります。
- ・支援金は、申請書に記載された振込口座に県から振り込みます。

7 関係書類の保管等

- ・支援金の支払い後においても、申請書に添付した書類の原本等を5年間保存し、県から提出等の求めがあった時はこれに応じてください。

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	下記以外の全て
卸売業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち 中分類 5 0（各種商品卸売業） 中分類 5 1（繊維・衣服等卸売業） 中分類 5 2（飲食料品卸売業） 中分類 5 3（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類 5 4（機械器具卸売業） 中分類 5 5（その他の卸売業）
サービス業	大分類 G（情報通信業）のうち 中分類 3 8（放送業） 中分類 3 9（情報サービス業） 小分類 4 1 1（映像情報制作・配給業） 小分類 4 1 2（音声情報制作業） 小分類 4 1 5（広告制作業） 小分類 4 1 6（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業） 大分類 H（運輸業、郵便業）のうち 細分類 4 8 9 2 レッカー・ロードサービス業 大分類 K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類 6 9 3（駐車場業） 中分類 7 0（物品賃貸業） 大分類 L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 7 5（宿泊業） 大分類 N（生活関連サービス業、娯楽業） ※ただし、小分類 7 9 1（旅行業）は除く 大分類 O（教育、学習支援業） 大分類 P（医療、福祉） 大分類 Q（複合サービス事業） 大分類 R（サービス業＜他に分類されないもの＞）
小売業	大分類 F（電気・ガス・熱供給・水道業）のうち 細分類 3 3 1 3 電気小売業 細分類 3 4 1 3 ガス小売業 大分類 I（卸売業、小売業）のうち 中分類 5 6（各種商品小売業） 中分類 5 7（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類 5 8（飲食料品小売業） 中分類 5 9（機械器具小売業） 中分類 6 0（その他の小売業） 中分類 6 1（無店舗小売業） 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 7 6（飲食店） 中分類 7 7（持ち帰り・配達飲食サービス業）

添付書類の見本

- 「4 申請に必要な書類」のうち、「(2) 個人事業主の場合：税務署に提出した直近の確定申告書類の写し」の見本は、以下のとおりです。

「所得税及び復興特別所得税の申告書（第一表及び第二表）」

※マイナンバー（個人番号）の部分を全て黒塗りしてください

[illegible]

「所得税青色申告決算書（１頁～２頁）」（青色申告の場合）

F A 3 0 0 1

令和 07 年分所得稅青色申告決算書 (一般用)

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

姓 名				フリガナ氏 名		坐落場所所在地
事業所所在地				電話番号(市外局番)	田 中(香織様)	氏 名(名称)
業種名		屋 号		加入団体名		電 号 番 号

令和 年 月 日 損 益 計 算 書 (自 月 日至 月 日)

提出用	科目	金額	科目	金額	科目	金額		
売上類	売上(収入)金額 (収入を含む)	①	経費類	損耗品費	①	経費類	貸倒引当金	②
	販賣商品(製品)類	②		減価償却費	②			③
	仕入金額(買入)類	③		福利厚生費	③			④
	小計(②+③)	④		船舶賃金	④			⑤
	販賣商品(製品)類	⑤		外注工賃	⑤			⑥
売上類	販賣商品(製品)類	⑥	経費類	利子割引料	⑥	経費類	専従者給与	⑦
	差引損益(⑥-⑤)	⑦		増代家賃	⑦			⑧
				貸倒金	⑧			⑨
					⑨			⑩
					⑩			⑪
経費類	差引金額(⑦-⑧)	⑪	経費類	貸倒金	⑪	経費類	計	⑫
					⑫			⑬
					⑬			⑭
					⑭			⑮
					⑮			⑯
経費類	販賣公費	⑫	経費類	青色申告特別控除額の取得金額 (⑯+⑰-⑱)	⑯	経費類	青色申告特別控除額	⑰
	青色源泉費	⑬			⑰			⑱
	水道光熱費	⑭			⑱			⑲
	庶費交通費	⑮			⑲			⑳
	運賃賃	⑯			⑳			㉑
経費類	運賃賃	⑰	経費類	経費	⑰	経費類	所得金額 (㉑-㉒)	㉒
	広告宣伝費	⑱			㉒			㉓
	接待交際費	㉑			㉓			㉔
	損害保険料	㉒			㉔			㉕
	修繕費	㉓			㉕			㉖
経費類	差引金額(㉑-㉒)	㉔	経費類	差引金額	㉔	経費類		㉕
					㉕			㉖
					㉖			㉗
					㉗			㉘
					㉘			㉙

- 1 -

令和 07 年分

姓名 姓 名

F A 3 0 2 6

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

提出用	月	売上(収入)金額	仕入金額
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	家賃 賃金等		
	雑収入		
	計		
	5月期 決算用		

○貸倒引当金繰入額の計算（この計算に当たっては、「貸倒の手引き」の「貸倒引当金」の項を踏んでください。）

		金 額
個別評価による本年分繰入額	①	
一括評価による本年分繰入額	②	
繰上る本年分繰入額	③	
繰入 額	④	
本年分の賃借引当金繰入額	⑤	

（注）貸借引当金、専断者給与と3ページの割増（特別）償却以外の特食を利用する人は、適宜の削減にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

○給料賃金の内訳

氏 名	年齢	性別	学 費				市町村及び県立特別 養育院の養育費収受額
			授業料	教科書料	雑費	合 計	
その他(人分)							
計							

○専従者給与の内訳

氏 名	続柄	年齢	延命 日数	要 給 養 費				市町村及び警察特別 救護費の徴収額等
				額	科	年	金	
		歳 月		円	円	円	円	%
計		延命 日数						

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	貸付物件	本年中の貸付金・利息金	前年度の貸付金・利息金
	借入先		
	借入先		

○青色申告特別控除額の計算（この計算に当たっては、「決算の手引書」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。）

		会 費	
⑥	本年分の不償還所得の金額（資本金等特別控除額を差し引く前の金額）	⑦	（円）のとき⑧は⑦
⑦	青色申告特別控除前の所得金額（18万円が所得控除額の半額の金額を超えていない）	⑧	（円）のとき⑨は⑧
⑧	33万円又は33万円と⑨のいずれか少ない方の金額（※青色申告が承認されない場合、青色申告特別控除額でなく）	⑨	
⑨	33万円又は33万円と⑩のいずれか少ない方の金額（※青色申告が承認されない場合、青色申告特別控除額を受ける場合）	⑩	
⑩	青色申告特別控除額（※18万円又は18万円と⑩のいずれか少ない方の金額）	⑪	
⑪	18万円と⑩のいずれか少ない方の金額（※青色申告が承認されない場合、青色申告特別控除額を受ける場合）	⑫	
⑫	上記以外	⑬	
⑬	青色申告特別控除額（※18万円又は18万円と⑬のいずれか少ない方の金額）	⑭	

- 2 -

記載例

(※) 受付番号は県が記入します

受付番号	
------	--

申請日	令和	8	年	10	月	1	日
-----	----	---	---	----	---	---	---

香川県知事 殿

香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金【第6期】申請書

香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金【第6期】支給要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

【申請者の情報】

申請者の種別（いずれかに記入）	法人の場合	支給通知等の送付先 (右のいずれかに✓)	住所 (法人の本 店所在地)	〒	163	—	8001	東京	都・道 府・県	新宿	市・区 郡						
				〇〇町〇丁目〇—〇〇													
		✓	特別高圧を 受電する 事業所の 所在地	〒	760	—	8570	香川県	高松	市・郡							
				〇〇町〇丁目〇—〇〇													
		フリガナ	カブシキガイシャマルマル														
		法人名	株式会社〇〇														
		フリガナ	カガワ タロウ														
		代表者職・氏名	代表取締役 香川 太郎														
		業種	製造業、建設業、運輸業その他の業種	資本金の額又は 出資の総額	10,000,000	円	常時使用する 従業員の数	30	人								
		法人番号 (13桁)			1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
		フリガナ	カガワ ジロウ				電話番号		087 — 123 — 4567								
		担当者氏名	香川 次郎				Fax		087 — 123 — 8912								
		担当者 メールアドレス	abcdefg@mail.com														
		個人事業主の場合	住所 (代表者の 自宅住所)	〒	—						都・道 府・県				市・区 郡		
			フリガナ					フリガナ					生年 月日	T. S. H.			
			店名・屋号					氏名					年	月	日		
			電話番号	— —				Fax		— —							
			メールアドレス														

【支援金請求額】

令和8年7月使用分（8月検針分）～9月使用分（10月検針分）の電気料金

申請期間：令和8年10月1日（木）～12月4日（金）

支給時期：審査終了後、令和9年2月中までを目途に随時支給します。

①使用電力量の欄にkWh数を入力すると、各月の支援額と支援金請求額（各月の支援額の合計）が自動で計算されます。

対象月	令和8年7月使用分 （8月検針分）	令和8年8月使用分 （9月検針分）	令和8年9月使用分 （10月検針分）
①使用電力量 （kWh）	1,234.56kWh	2,345.67kWh	3,456.78kWh
②単価	1.8円	2.3円	1.8円
支援額 （①×②）	2,222円	5,395円	6,222円

★計算方法について

各月の①使用電力量（kWh）に②単価を乗じて、1円未満の端数を切り捨てた金額を各月の支援額とし、各月の支援額の合計を支援金請求額としてください。

支援金請求額
（各月の支援額の合計）

13,839円

【振込口座】 申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。

金融機関名	〇〇銀行									
支店名	△△支店									
金融機関コード	0	1	2	3	支店コード	1	2	3		
預金種目 （いずれかに✓）	✓	普通			当座					
口座番号	0	1	2	3	4	5	6			
フリガナ	カ) マルマル									
口座名義	株式会社〇〇									

（※）金融機関コード、支店コードは「金融機関コード一覧」にてご確認ください。

【誓約書】

香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金【第6期】の支給を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

- 1 この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- 2 申請事業者の代表者、役員等が、香川県補助金等交付規則第5条の2各号に掲げる暴力団、暴力団員等に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、県が県警察本部に照会することについて承諾します。
(参考) 香川県補助金等交付規則
第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。
(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- 3 営業に関して必要な許認可等を全て取得しています。
- 4 申請内容の証拠書類を保存するとともに、県から申請の内容について立入検査・報告・証拠書類提出の求めがあった場合には、これに応じます。
- 5 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。
- 6 要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、支援金の全額を即時返還するとともに、加算金等の支払い及び事業者名の公表に応じます。
- 7 申請日時点において県内で事業を行っており、今後も県内で事業を継続する意思を有しています。
- 8 香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金【第6期】支給要綱第2条第1項第3号に規定するみなし大企業ではありません。
(参考) みなし大企業
① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- 9 法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体ではありません。
- 10 同一の内容で、本支援金以外の補助事業等と重複して申請していません。

香川県知事 殿

令和8年 月 日 株式会社〇〇〇〇

代表者職名・氏名 代表取締役 香川 太郎

※誓約のチェックがなければ、申請書を受け付けることができません。

誓約する場合、
以下に✓を記入

記載例

(※) 受付番号は県が記入します

【チェックリスト】

☒	第5期までに本支援金を受給済
-------------------------------------	----------------

受付番号

●申請書類の提出前に以下の内容を確認し、□に✓を付けてください。

提出	県 使用欄	【提出書類】
(1) 香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金【第6期】申請書（第1号様式）		
☒		すべての必要項目を記載し、記載漏れがないことを確認した。
☒		支援金請求額が正しいことを確認した。 ★計算方法について <u>各月の使用電力量（kWh）に支援単価を乗じて、1円未満の端数を切り捨てた金額を各月の支援額とし、各月の支援額の合計を支援金請求額とする。</u>
(2) 申請者の確認書類 ※第5期までに受給済で変更等がない場合は省略可能		
【法人の場合】		
☒		履歴事項全部証明書の写し
【個人事業主の場合】		
☐		税務署に提出した直近の確定申告書類の写し <u>※マイナンバーの部分全てを黒塗りしている</u>
☐		本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等） ※申請書（第1号様式）の現住所と一致している。 <u>※マイナンバーカードの場合、オモテ面の写しのみを添付し、マイナンバーが記載されたウラ面の写しは添付していない。</u>
(3) 特別高圧の電力契約に関する書類 ※第5期までに受給済で変更等がない場合は省略可能		
【単独で受電している場合】		
☐		支給対象期間に特別高圧の電力契約により電力供給を受けていることが確認できる書類
【商業施設等に入居する者である場合】		
☒		入居している商業施設等の特別高圧の電力契約が確認できる書類
☒		申請者が入居していることが確認できる書類
(4) 支給対象期間の使用電力量（実績値）が確認できる書類		
☒		例：電力会社の請求書の写し、入居している商業施設等の請求書の写し
(5) 支援金の振込口座の通帳等の写し ※第5期までに受給済で変更等がない場合は省略可能		
☒		振込口座は、申請者が法人の場合は当該法人、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人の名義である。
☒		通帳等の写しには、口座名義人、金融機関名、金融機関の（支）店名、預金の種目及び口座番号が記載されている。（インターネットバンキングの場合、該当ページを印刷）
(6) 誓約書（第2号様式）		
☒		申請者（法人の場合はその代表者）が誓約書の内容を確認し、チェックを入れた。

金融機関コード一覧(金融機関コード)

種別	金融機関名	金融機関コード	支店	
			支店名	コード
1 地方銀行	百十四銀行	0173	※支店一覧は、(その2)①参照	
	香川銀行	0573	※支店一覧は、(その2)②参照	
	中国銀行	0168	※支店一覧は、(その2)③参照	
	阿波銀行	0172	高松	501
			丸亀	511
	伊予銀行	0174	高松	500
			坂出	501
			丸亀	502
			高松東	503
			観音寺	504
	四国銀行	0175	高松	401
			高松南	402
			坂出	403
			丸亀	404
			善通寺	405
			観音寺	407
			伏石	412
	徳島大正銀行	0572	高松	014
			丸亀	019
	愛媛銀行	0576	高松	071
			坂出	072
			丸亀	073
			観音寺	074
	高知銀行	0578	高松	051

種別	金融機関名	金融機関コード	支店	
			支店名	コード
2 都市銀行	みずほ銀行	0001	高松法人	088
			高松	647
	三菱UFJ銀行	0005	高松	488
			高松中央	620
	三井住友銀行	0009	高松	674
	あおぞら銀行	0398	高松	811
3 信託銀行	三菱UFJ信託銀行	0288	高松	770
	三井住友信託銀行	0294	高松	871
4 信用金庫	高松信用金庫	1830	※支店一覧は、(その2)④参照	
	観音寺信用金庫	1833	※支店一覧は、(その2)⑤参照	
	信金中央金庫	1000	四国	018
5 信用組合	香川県信用組合	2721	※支店一覧は、(その2)⑥参照	
	朝銀西信用組合	2672	香川	006
6 ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行	9900	※支店一覧は、(その2)⑦参照	
7 農業協同組合	香川県農業協同組合	8332	※支店一覧は、(その2)⑧参照	
8 信用漁業協同組合連合会	西日本信用漁業協同組合連合会	9486	本店	001
9 商工中金	商工組合中央金庫	2004	高松	371

金融機関コード一覧(支店コード)

金融機関名	金融機関コード		
①百十四銀行	0173		
支店名	支店コード	支店名	支店コード
本店営業部	101	丸亀支店	271
振込支店	180	城西支店	272
高松支店	201	善通寺支店	273
栗林支店	202	琴平支店	274
東支店	203	多度津支店	275
西支店	204	満濃支店	276
田町支店	205	須田出張所	280
高松駅前出張所	206	詫間支店	281
県庁支店	207	高瀬支店	282
高松市役所支店	208	山本支店	283
瓦町支店	210	仁尾支店	284
宮脇支店	211	観音寺支店	285
松福支店	212	大野原支店	286
中央市場支店	213	豊浜支店	287
桜町出張所	214	観音寺東部支店	288
木太支店	218	三野町支店	289
太田支店	219	ゆめタウン高松出張所	302
屋島支店	220	鶴尾出張所	303
仏生山支店	221	伏石支店	304
香西支店	222	鬼無出張所	305
円座支店	223	畑田出張所	309
八栗支店	224	庵治出張所	311
志度支店	225	古高松支店	312
三木支店	226	医大前出張所	314
川島支店	227	水田支店	315
綾南支店	228	端岡出張所	317
国分寺支店	229	浅野出張所	318
空港口支店	230	坂出市役所出張所	324
直島支店	231	丸亀東支店	328
内海支店	241	丸亀南支店	329
土庄支店	242	塩屋出張所	331
引田支店	251	東部出張所	333
白鳥支店	252	財田代理店	334
三本松支店	253	観音寺市役所出張所	335
津田支店	254	一宮出張所	341
長尾支店	255	鶴市出張所	342
富田支店	256	観音寺南支店	345
坂出支店	261	丸亀市役所出張所	357
坂出東部支店	262	頭脳化センター出張所	358
駒止支店	263	さぬき市役所出張所	359
飯山支店	264	フジグラン丸亀出張所	363
宇多津支店	265	エイティエム統括支店	389

金融機関名	金融機関コード		
②香川銀行	0573		
支店名	支店コード	支店名	支店コード
本店営業部	100	川島支店	133
南新町出張所	101	県庁支店	135
兵庫町支店	102	三本松支店	201
栗林支店	103	津田支店	202
東支店	104	志度支店	203
通町支店	105	長尾支店	204
香西支店	106	滝宮支店	205
西宝町支店	107	小豆島支店	206
屋島支店	108	内海支店	207
仏生山支店	109	白鳥支店	208
木太支店	110	三木支店	209
高田支店	111	坂出支店	301
今里支店	112	宇多津支店	302
中央市場支店	113	丸亀支店	303
勅使支店	114	多度津支店	304
三条支店	115	善通寺支店	305
水田支店	117	琴平支店	306
国分寺支店	118	詫間支店	307
岡本支店	119	観音寺支店	309
浅野支店	120	飯山支店	310
渦元支店	123	丸亀西支店	311
円座支店	125	郡家支店	312
鶴市出張所	126	高瀬支店	313
空港口支店	128	南出張所	314
宮脇町出張所	129	坂出東支店	315
源平通出張所	130	満濃支店	316
福岡町支店	131	観音寺東支店	317
伏石支店	132	土器町出張所	319
		綾歌支店	320

金融機関名	金融機関コード		
③中国銀行	0168		
支店名	支店コード	支店名	支店コード
高松	501	坂出支店	510
高松南	502	丸亀支店	511
高松東	503	多度津支店	512
志度支店	504	善通寺支店	513
津田支店	505	琴平支店	514
三本松支店	506	詫間支店	515
長尾支店	508	観音寺支店	516
川東支店	509	国分寺支店	521

金融機関名	金融機関コード		
④高松信用金庫	1830		
支店名	支店コード	支店名	支店コード
本店営業部	020	三本松支店	046
栗林支店	021	国分寺支店	047
西通町支店	022	三木支店	050
八本松支店	024	土庄支店	051
片原町支店	025	坂出支店	052
花園支店	026	志度支店	053
屋島支店	028	坂出東支店	055
木太支店	029	宇多津支店	058
元山支店	030	丸亀城西支店	059
レインボー支店	031	丸亀支店	060
弦打支店	032	善通寺支店	062
仏生山支店	036	琴平支店	063
一宮支店	038	多度津支店	064
太田支店	040	丸亀南支店	070
空港口支店	045	観音寺支店	071
		高瀬支店	072

金融機関名	金融機関コード		
⑤観音寺信用金庫	1833		
支店名	支店コード	支店名	支店コード
本店営業部	001	南支店	009
港支店	002	豊中支店	010
豊浜支店	003	三野支店	011
高瀬支店	004	財田支店	012
大野原支店	005	国道支店	013
山本支店	006	茂木支店	014
詫間支店	007	丸亀支店	015
仁尾支店	008	坂出支店	016
		四国中央支店	017

金融機関名	金融機関コード		
⑥香川県信用組合	2721		
支店名	支店コード	支店名	支店コード
本店営業部	001	中央支店	011
栗林支店	002	三本松支店	012
新橋支店	003	坂出支店	013
屋島支店	006	丸亀支店	014
仏生山支店	007	琴平支店	015
円座支店	008	観音寺支店	016
川東支店	009	高瀬支店	017
長尾支店	010	土庄支店	018
		志度支店	020

金融機関名	金融機関コード		
⑦ゆうちょ銀行	9900		
支店名	支店コード	支店名	支店コード
〇〇八	008	三一八	318
〇一八	018	三二八	328
〇一九	019	三三八	338
〇二八	028	四〇八	408
〇二九	029	四一八	418
〇三八	038	四二八	428
〇三九	039	四三八	438
〇四八	048	四四八	448
〇四九	049	四五八	458
〇五八	058	四六八	468
〇五九	059	四七八	478
〇六八	068	五一八	518
〇六九	069	五二八	528
〇七八	078	五三八	538
〇七九	079	五四八	548
〇八八	088	五五八	558
〇八九	089	六一八	618
〇九八	098	六二八	628
〇九九	099	六三八	638
一〇八	108	六四八	648
一〇九	109	七〇八	708
一一八	118	七一八	718
一一九	119	七二八	728
一二八	128	七三八	738
一二九	129	七四八	748
一三八	138	七五八	758
一三九	139	七六八	768
一四八	148	七七八	778
一四九	149	七八八	788
一五九	159	七九八	798
一六九	169	八一八	818
一七九	179	八二八	828
一八九	189	八三八	838
一九九	199	八四八	848
二〇八	208	八五八	858
二〇九	209	八六八	868
二一八	218	九〇八	908
二一九	219	九一八	918
二二八	228	九二八	928
二二九	229	九三八	938
二三八	238	九四八	948
二三九	239	九五八	958
二四八	248	九六八	968
二四九	249	九七八	978
二五九	259	九八八	988
二六九	269	九九八	998
二七九	279	高松出張所	630
二八九	289	丸亀出張所	631

金融機関名	金融機関コード		
⑧香川県農業協同組合	8332		
支店名	支店コード	支店名	支店コード
本店	001	北浦支店	434
相生支店	101	四海支店	435
引田支店	102	豊島支店	436
白鳥支店	107	陶支店	451
誉水支店	132	昭和出張所	452
大内丹生支店	133	綾上支店	454
富田支店	152	滝宮支店	458
石田支店	154	国分寺支店	471
大川造田出張所	155	国分寺南支店	472
長尾支店	156	王越支店	481
津田支店	172	松山支店	482
鴨部支店	174	林田支店	483
鴨庄支店	175	坂出市支店	484
志度支店	176	府中支店	501
三木町支店	200	宇多津支店	505
田中支店	204	川津町支店	506
氷上支店	205	綾歌支店	531
井戸出張所	207	法勲寺支店	533
川東支店	232	坂本支店	534
塩江支店	234	岡田支店	535
香南支店	236	協栄支店	550
香川浅野支店	238	琴南支店	551
直島支店	251	長炭出張所	553
林支店	261	高篠出張所	558
川添支店	262	仲南支店	559
川島支店	263	丸亀支店	570
高松南部十河支店	264	丸亀東支店	576
植田支店	265	城南出張所	580
前田支店	267	報徳出張所	581
高田出張所	269	丸亀北支店	583
高松市中央一宮支店	301	琴平支店	601
仏生山支店	302	善通寺支店	610
多肥支店	303	善通寺麻野出張所	611
三谷支店	304	上郷出張所	612
木太支店	306	与北出張所	614
鶴尾支店	307	筆岡出張所	615
古高松支店	313	吉原出張所	616
屋島支店	314	龍川出張所	617
牟礼支店	315	多度津支店	642
庵治支店	316	山本支店	662
木太北部出張所	317	財田支店	665
塩上支店	341	高瀬支店	703
幸町支店	342	三野支店	706
桜町支店	344	高瀬東部支店	708
高松市太田支店	351	豊中支店	724
川岡出張所	371	詫間支店	741
円座支店	372	観音寺町支店	761
檀紙支店	373	高室支店	762
高松市西部鬼無支店	374	常磐支店	763
弦打支店	375	一ノ谷支店	764
香西支店	376	豊田支店	765
下笠居支店	377	柞田支店	767
檀紙北出張所	378	仁尾町支店	769
内海支店	403	大野原支店	801
苗羽支店	404	紀伊支店	802
福田支店	406	萩原支店	803
池田支店	420	五郷支店	804
土庄支店	431	和田支店	805
		豊浜支店	821